

公表日：令和8年5月25日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	68.0%
正規雇用労働者	74.9%
非正規雇用労働者	82.2%

対象期間:令和7年事業年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与、通勤手当等各種手当を含む。

正規雇用労働者:正職員（産育休・休職者含む）および無期臨時職員

非正規雇用労働者:有期継続契約職員および有期臨時職員

労働者数:出向者については、当組合から組合外への出向者を含み、組合外から当組合への出向者を除く。臨時職員の内、パートタイム労働者はフルタイム労働者の所定労働時間（7時間45分/日）をもとに人員数の換算を行っている。

差異についての補足説明

<全労働者>

女性よりも男性に相対的に賃金が高い正職員が多いため、格差が生じていると考えられる。

<正規雇用労働者>

正職員において、女性よりも男性の役付職員比率が高いため、格差が生じていると考えられる。女性の役付登用を計画的に推進していく。

<非正規雇用労働者>

女性よりも男性に相対的に賃金が高い継続契約職員が多いため、格差が生じていると考えられる。